

議案第 5 号

飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
について

飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙の
とおり制定する。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の改正に伴う改正

飛驒市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

飛驒市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年飛驒市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」を「」、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」に改める。

別表中	「		「		
		375,000		372,000	
		424,000	を	420,000	に
		477,000		471,000	
	543,000		532,000		
	」		」		

改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案																				
<p>第1条～第8条 略 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2第1項及び第23条の4第2項の適用については、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年飛騨市条例第5号)第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第23条の4第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」 __とする。</p> <p>第10条及び第11条並びに附則 略</p> <p>別表(第7条関係)</p> <table border="1" data-bbox="282 1023 786 1299"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>375,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>424,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>477,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>543,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額(円)	1	375,000	2	424,000	3	477,000	4	543,000	<p>第1条～第8条 略 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2第1項及び第23条の4第2項の適用については、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年飛騨市条例第5号)第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第23条の4第2項中「<u>、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5</u>」とあるのは「100分の162.5」 __とする。</p> <p>第10条及び第11条並びに附則 略</p> <p>別表(第7条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1178 1023 1682 1299"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>372,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>420,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>471,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>532,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額(円)	1	372,000	2	420,000	3	471,000	4	532,000
号給	給料月額(円)																				
1	375,000																				
2	424,000																				
3	477,000																				
4	543,000																				
号給	給料月額(円)																				
1	372,000																				
2	420,000																				
3	471,000																				
4	532,000																				

飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の改正に伴う改正

2 改正の内容

当該条例の基準となる「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」（平成12年法律第125号）が改正されたため、同法の規定内容に準じ、特定任期付職員の給料月額及び期末手当の支給割合について、所要の改正を行うもの。

3 施行日 平成29年4月1日